

司法試験

令和5年司法試験 採点実感分析会
採点実感レジュメ3冊目(刑法・刑事訴訟法)
【矢島純一LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 249360

LU24936

採点実感（令和5年度司法試験）分析会

*はじめに

今回は令和5年度司法試験の論文試験の採点実感を題材にして、試験考査委員が受験生に求めていることを理解して将来の試験対策に役立つ講義をしてきます。採点実感は、試験考査委員が将来の受験生に向けたメッセージというコンセプトで公表しているものなので、採点実感に記載されたことを可能な限りで理解しておく、試験考査委員に評価される答案を作成しやすくなります。

なお、令和5年度司法試験の論文試験を題材にして私が作成した**答案例**を用いて試験考査委員に評価される答案作成のコツを修得するための講義は、令和6年4月25日に開講する「**矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**」で実施します。同講座は通学クラスと通信クラスがあります。

*使用教材

- 1 **採点実感**に私が下線を付したり「注」書を付したりしたもの（本冊子）。
採点実感に付した下線のうち、受験生が積極的に取り入れるべきところは実線で、反面教師にすべき点は点線で装飾しています。
- 2 **問題文**に私が下線を付したりメモを記載したりしたもの（別冊子）。

注：各教材とも、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の順番で情報を掲載しています。

2024年（令和6年）4月21日

LEC専任講師 矢島 純一

令和5年度 司法試験 出題趣旨

1 設問1について

本設問は、構成要件上、「人を欺いて財物を交付させ」として手段・態様が限定される詐欺罪について、現金の交付を求める文言が述べられるより前に、実行の着手を認めて詐欺未遂罪が成立とする場合の論拠（設問1(1)）及び当該論拠に基づき具体的事実関係に即して実行の着手が認められる時点を明らかにすること（設問1(2)）を求めるものであり、現金を詐取する計画の下、段階を踏みながら複数のうそを重ねて行われる詐欺の犯行について、詐欺未遂罪の成立を認める立場から、実行の着手を認める論拠を明示した上で、具体的事実に即して実行の着手時期を明らかにさせることによって、未遂犯の解釈に関する基本的な知識と理解を問うとともに、規範との関係で事実を適切に評価して規範を適用し、妥当な結論を導く思考力を問うものである。

詐欺罪の実行行為としての欺罔行為は、財物交付に向けられたものである必要があると
 ころ、詐欺において財物の交付を求める行為こそが、人に財物を交付しなければならないとい
う中核部分に錯誤を生じさせる行為であると解し、それに至らない段階では財物交付に向け
られた行為とは認められないと解した場合、甲らは、Aに対し、「現金の交付を求める文
言」（すなわち、「捜査のために必要なので現金を預けてほしい」旨のうそ）を述べる前の
段階にあるため、未だ実行行為を行っていないことになる。

その上で、詐欺罪は、構成要件上、欺罔行為を手段として限定している犯罪であるから、
「犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった」（刑法第43条）として未遂犯処罰を認めるた
めには、実行行為である欺罔行為に着手する必要があると解し、未遂犯処罰に構成要件的制
約を認める立場に立つ場合、甲に詐欺未遂罪を認めることはできない。

そこで、「現金の交付を求める文言を述べる」行為が実行行為としての欺罔行為である
としても、その前の段階で詐欺未遂罪の成立を認める立場からの説明として、

a. 構成要件上、手段・態様を限定した詐欺罪においても、構成要件による制約を認める
必要はないとし、実行行為の開始前に未遂罪の成立が認められるとする論拠を論じることが
考えられる。その際には、どのような場合に未遂罪の成立を認めるべきかについて、未遂罪
の処罰が認められる根拠から、結果発生客観的危険性や実行行為との密接関連性、犯行計
画を基礎とした行為経過の自動性、時間的場所的近接性等の考慮要素を挙げるなどして具体
的な規範を定立しつつ論じることが求められよう。

この点、構成要件上、手段・態様を限定した犯罪ではないが、殺人罪に関し、最決平成1
6年3月22日刑集58巻3号187頁が「実行犯3名の殺害計画は、…というものであつ
て、第1行為は第2行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠なものであったといえるこ
と、第1行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の
事情が存しなかったと認められることや、第1行為と第2行為との間の時間的場所的近接性
などに照らすと、第1行為は第2行為に密接な行為であり、実行犯3名が第1行為を開始し
た時点で既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において殺人
罪の実行の着手があったものと解するのが相当である。」と判示しているのが参考となろう。

一方、**b. 実行行為としての欺罔行為に財物交付要求行為までは必要ないが、詐欺未遂罪の成立には欺罔行為の一部を開始している必要があると解する場合**には、**詐欺罪の実行行為としての欺罔行為の意義**を明らかにする必要がある。**被害者から現金を詐取する計画の下、被害者が現金を交付する判断の前提となる事項につながる重要なうそや、現金交付を求める行為に直接つながるうそを積み重ね、段階を踏みながら進められる詐欺事犯の特徴を押さえた上で、被害者に財物を交付させる危険性の高まりを考慮し、実行行為としての欺罔行為を認める**ことが考えられる。

この立場に立つ場合、**甲らの行為が実行行為としての欺罔行為の一部を開始しているとして詐欺未遂罪の成立を説明すること**になる。

また、欺罔行為に財物交付要求行為は必要ないと**の立場**に立った上で、**甲らの行為は実行行為としての欺罔行為に当たらないとした場合でも**なお、**詐欺未遂罪の成立には欺罔行為の一部を開始している必要はないと解する場合**には、**上記 a. の立場**から詐欺未遂罪の成立を論じる余地はあろう。

いずれの立場に立つ場合であっても、欺罔行為の意義、詐欺未遂罪の成立を認める論拠及び構成要件的制約の要否の相関関係に留意する必要がある。

なお、**判例**は、**詐欺未遂罪の成立に現金の交付を求める文言を述べることまでは必要としておらず、最判平成30年3月22日刑集72巻1号82頁が【事例1】と類似の事案**において、「**本件嘘の内容は、その犯行計画上、被害者が現金を交付するか否かを判断する前提となるよう予定された事項に係る重要なものであったと認められる。そして、このように段階を踏んで嘘を重ねながら現金を交付させるための犯行計画の下において述べられた本件嘘には、預金口座から現金を下ろして被害者宅に移動させることを求める趣旨の文言や、間もなく警察官が被害者宅を訪問することを予告する文言といった、被害者に現金の交付を求める行為に直接つながる嘘が含まれており、…被害者に対し、本件嘘を真実であると誤信させることは、被害者において、間もなく被害者宅を訪問しようとしていた被告人の求めに応じて即座に現金を交付してしまう危険性を著しく高めるものといえる。このような事実関係の下においては、本件嘘を一連のものとして被害者に対して述べた段階において、被害者に現金の交付を求める文言を述べていないとしても、詐欺罪の実行の着手があったと認められる。**」と判示していることも参考となる（**実行行為としての欺罔行為には財物交付を求める行為が必要であるとしつつ、上記 a. の立場**に立ち、詐欺未遂罪の成立を認める**山口厚裁判官の補足意見**が付いている。）。

注：山口補足意見の概要

- ・詐欺罪の「**実行行為**」たる「**人を欺く行為**」は財物交付要求行為に限定される。
- ・犯罪の「**実行行為**」自体を行っていなくても、**実行行為に密接であって、かつ、結果発生**の客観的危険性が認められる行為を開始することで、詐欺罪の実行の着手があったものとして**詐欺未遂罪は成立**しうる。

設問 1 (2)は、設問 1 (2)において定立した規範を【事例 1】に当てはめ、具体的事実に即して甲に**実行の着手**を認める**時点**を明らかにすることを求めるものである。

上記 a. の立場に立つ場合は、設問 1 (1)において定立した詐欺未遂罪成立のための規範を【事例 1】の事実に当てはめ、①から⑥のどの時点で詐欺未遂罪成立とするのかを論じることになる。

上記 b. の立場に立つ場合には、先に明らかにした欺罔行為の意義から、【事例 1】の①から⑥のどの時点で実行行為を開始したと評価して実行の着手を認めるのかを論じる必要がある。

規範の当てはめにおいては、先に定立した規範と整合する当てはめを行っていることはもとより、具体的事実の持つ意味を規範との関係で評価することが求められる。また、本設問では実行の着手を認める時点とそれより前の時点との実質的相違を明らかにしつつ論じることが求められているから、実行の着手を認める理由とそれより前の時点では実行の着手ありと認められない理由を、定立した規範との関係で説得的に論じる必要がある。

【事例 1】において、甲は、乙及び丙との詐欺の犯行計画の下、①時点で対象者となる A を選び出したが、A に対する直接の働き掛けはない。現金交付を求める前日の②時点で、甲は、A に警察官であることなどを伝え、今後の虚言を A に信じさせるための前提となるうそを言っているが、現金交付につながるような虚言は何ら含まれていない。

現金交付を求める当日午前 10 時の③時点で、甲は、A の預金口座が不正に利用されている疑いがあり、捜査のために必要であるとして同口座から現金を引き出して A 方に持ち帰らせるように仕向けるうそを言っており、捜査のために必要であると信じさせることは、A が現金を乙らに引き渡す際の判断の前提につながるものである上、A 方に現金を用意させることは、現金の交付を求める行為に直接つながるものであるから、③時点のうそが現金交付要求行為につながる重要なものであって、A が甲らに現金を交付する危険を高めるものとも言えよう。ただし、この段階で A の預金引き出されるか否かは未だ不確定な要素があるとも言える。

④時点で A が現金を引き出して A 方に持ち帰っているため、甲らの求めに応じて現金を交付する危険性が現実味を帯びてきたとも言えるが、④時点で甲らが何らかの行為を行ったものではない。

同日正午の⑤時点で、甲が A に警察官が A 方に向かう旨告げ、その後、警察官を装った乙らが A に現金の交付を求めていることになっていたから、この時点のうそは、現金の交付要求行為に密接しているとも言えよう。また、来訪者が警察官であると信じさせることも、A が乙らに現金を交付する危険性を高めるものとも言える。

その 1 時間後の⑥時点で、警察官を装った乙らが A 方を訪ねており、A が玄関ドアを開けさえすれば、正に現金交付要求文言が告げられようとする段階と言える。

こうした各事実の持つ意味を評価しながら、定立した規範を具体的事実に当てはめ、事実に即して実行の着手時期を論じる必要がある。

2 設問2について

本設問は、甲が乙及び丙との詐欺の計画に従い、Bをだまして300万円を預金口座から引き出させてB方に持ち帰らせ、乙らに対し、計画どおりBから現金をだまし取ってくるように指示し、乙らがこれを了承したが、乙らがB方に向かう道中、Bを縛って現金を奪うことを話し合い、ロープ等を用意してB方に赴き、インターホンを鳴らして玄関ドアを開けさせた後、B方に押し入り、Bの手足を縛るなどしてBを床上に倒した後、上記300万円をB方から持ち出し、その後、B方に残されたBが緊縛を解いた後、立ち上がろうとして足のしびれから転倒して頭部打撲の傷害を負った事例を題材に、甲らの罪責の検討を求めることによって、刑事実体法の基本的な概念に関する正確な理解及び事実関係の的確な分析能力を問うものである。

甲については、共犯者乙及び丙が当初の詐欺の共謀に引き続き、詐欺と異なる態様による犯行を行って、当初の目的どおりの財物を奪取し、甲がこの分配を受けていることから、共犯者の行為について、当初の共謀に基づくものとして罪責を負うか否かの検討が求められる。

従前、乙及び丙が甲との間で詐欺を繰り返していたことから、乙らが現金の強奪行為に出ることを甲が全く予見できなかった点などを理由に、乙及び丙の行為は甲との共謀に基づいて行われたものではないとみる余地もあろうが、甲及び乙らとの間の意思連絡の内容、動機の同一性・連続性、侵害法益の同一性、甲がBに300万円を用意させるなどした行為の影響、関与の程度等の事情を考慮し、甲が乙及び丙が行った行為についても共謀に基づくものとして罪責を負うと解することが考えられる。このように解した場合には、甲には詐欺罪の故意しかないことから、異なる構成要件にまたがって実現された犯罪について故意既遂犯を認めることができるのか（刑法第38条第2項）についても論じる必要がある。

また、甲の罪責を検討する前提として、乙及び丙の罪責を検討する必要があり、乙及び丙がBを緊縛するなどして300万円を奪った行為が強盗罪の構成要件に該当することは明らかであるが、強盗の犯行後、Bが転倒して負った傷害結果を乙及び丙に帰責できるか否かの検討が求められる。

Bの傷害結果は、乙らによる緊縛行為を原因とする足のしびれからくる転倒によって生じているところ、強盗の手段たる暴行から傷害結果が生じたと認められる場合、強盗の機会性を検討するまでもなく、強盗致傷罪が成立する。他方で、Bの転倒には、BがCからそのまま座っているように言われたにもかかわらず、自ら立ち上がったという事情が介在しているため、Bの行為が寄与して発生した傷害結果を乙及び丙の行為に帰責できるか否かについて、緊縛行為と傷害結果との間の因果関係の有無を検討する必要がある。この場合、傷害の原因となる行為が強盗の手段である暴行であることの意味を的確に把握した上で問題の所在を示し、因果関係の有無を論述することが求められる。

3 設問3について

本設問は、いずれも警察官の公務に対する丁による妨害行為でありながら、一方については業務妨害罪の成立を否定しつつ、一方については業務妨害罪の成立を肯定するという結論を導くために、どのような説明があり得るかを検討させることによって、業務妨害罪に関する解釈論の知識と理解を問うとともに、具体的な事実関係を分析し、法規範を適用する能力及び論理的思考力を問うものである。

まず、結論を導くための前提として、丁によって妨害の対象となった公務を特定して把握することが求められる。その上で、本設問の結論を導くためには、一定の公務についてののみ業務妨害罪の成立を認める必要があることから、強制力を行使する権力的公務は、妨害に対する自力排除力を有するため業務妨害罪の「業務」に含まれず、非権力的公務は「業務」として同罪により保護されると解する見解に立つことが考えられる。

注：上記の「非権力的公務」との表現は若干不正確である。上記は、強制力を行使する権力的公務は、威力や偽計による妨害に対する自力排除力を有するため業務妨害罪の「業務」に含まれないが、それ以外の公務は、威力や偽計による妨害に対する自力排除力を有さないため「業務」として同罪により保護されると解する見解である。

注：本問の採点実感に「設問3において一定の結論を導く説明として、強制力を行使する権力的公務が業務妨害罪の「業務」に含まれず、それ以外の公務が「業務」として同罪により保護されると解する見解に立った上で・・・」と記載されているのが参考になる。

そうすると、設問3の6の事実において、丁の「威力」（刑法第234条）によって妨害の対象とされた公務が警察官Dの乙を逮捕しようとする強制力を行使する権力的公務であるのに対し、設問3の7の事実において、丁による虚偽通報という「偽計」（刑法第233条）の手段によって妨害の対象とされた警察官5名の公務は、乙を追跡し、逮捕しようとする虚偽通報がなければ遂行されていたはずの公務であることなどから、未だ強制力を行使する段階にないと説明することによって警察官5名の公務が業務妨害罪によって保護されるとの結論を導くことができよう。

また、偽計による妨害については、これらの妨害に対する自力排除力がないことを理由に、すべての公務が業務妨害罪の「業務」に含まれるとする見解に立つことによっても、本設問の結論を導くことができよう。

注：山口厚 刑法各論 第2版 160頁

いずれの見解から説明する場合であっても、妨害の対象となる公務を的確に把握した上で、一定の公務のみが業務妨害罪によって保護されるとの結論を導く理由を説得的に論述することが求められる。

令和5年度 司法試験 採点実感

1 出題の趣旨、ねらい

既に公表した出題の趣旨のとおりである。

2 採点方針及び採点実感

本問では、具体的事例について、甲、乙及び丙の罪責とその理論構成、甲及び丁について一定の結論を導くための説明を問うことにより、刑法総論・各論の基本的な知識と問題点についての理解の程度、事実関係を的確に分析・評価し、具体的事実に法規範を適用する能力及び結論の妥当性とその導出過程の論理性・論述力等を総合的に評価することを基本方針として採点に当たった。

いずれの設問の論述においても、各設問の内容に応じ、各事例の事実関係を法的に分析し、事案の解決に必要な範囲で法解釈論を展開して規範を定立した上で、問題文に現れた事実を具体的に摘示しつつ規範に当てはめ、妥当な結論を導くこと、その導出過程が論理性を保持していることが求められる。

(1) 設問 1 について

ア 全体的な採点実感

設問 1 (1)は、既に公表した出題の趣旨に記載したとおり、甲に詐欺未遂罪の成立を認める立場から、その結論を導くための説明を問うものであるが、その説明の中で、詐欺罪が「人を欺いて財物を交付させ」という手段を限定しているのに、その実行の着手に「現金の交付を求める文言を述べること」を要しないと考える理由に触れることを求めているから、実行行為である欺罔行為の意義を明らかにした上で、詐欺罪が欺罔行為を手段として限定して規定していることを詐欺未遂罪の成否との関係でどう解釈するのか、すなわち、詐欺罪の実行の着手における構成要件制約の要否についても明らかにしつつ、財物交付に向けられた欺罔行為を実行行為とする詐欺罪において、現金交付を求める文言を述べる前の、いかなる時点で未遂罪の成立を認めるのかについて、具体的規範を定立して論じる必要があった。

注：上記に関して、出題の趣旨に複数の考え方が挙げられている。

・ 出題の趣旨の抜粋

- a. 構成要件上、手段・態様を限定した詐欺罪においても、構成要件による制約を認める必要はないとし、実行行為の開始前に未遂罪の成立が認められるとする論拠を論じることが考えられる。 その際には、どのような場合に未遂罪の成立を認めるべきかについて、未遂罪の処罰が認められる根拠から、結果発生 of 客観的危険性や実行行為との密接関連性、犯行計画を基礎とした行為経過の自動性、時間的場所的近接性等の考慮要素を挙げるなどして具体的な規範を定立しつつ論じることが求められよう。この点、構成要件上、手段・態様を限定した犯罪ではないが、殺人罪に関し、最決平成 16 年 3 月 22 日刑集 58 卷 3 号 187 頁が「実行犯 3 名の殺害計画は、…というものであって、第 1 行為は第 2 行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠なものであったといえること、第 1 行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情が存しなかったと認められることや、第 1 行為と第 2 行為との間の時間的場所的近接性などに照らすと、第 1 行為は第 2 行為に密接な行為であり、実行犯 3 名が第 1 行為を開始した時点で既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において殺人罪の実行の着手があったものと解するのが相当である。」と判示しているのが参考となる。

一方、b. 実行行為としての欺罔行為に財物交付要求行為までは必要ないが、詐欺未遂罪の成立には欺罔行為の一部を開始している必要があると解する場合には、詐欺罪の実行行為としての欺罔行為の意義を明らかにする必要がある。被害者から現金を詐取する計画の下、被害者が現金を交付する判断の前提となる事項につながる重要なそや、現金交付を求める行為に直接つながるうそを積み重ね、段階を踏みながら進められる詐欺事犯の特徴を押さえた上で、被害者に財物を交付させる危険性の高まりを考慮し、実行行為としての欺罔行為を認めることが考えられる。この立場に立つ場合、甲らの行為が実行行為としての欺罔行為を一部開始しているとして詐欺未遂罪の成立を説明することになる。

また、設問 1 (2)は、設問 1 (1)において甲に詐欺未遂罪が成立するとした論拠に基づき実

行の着手を認める時期について、具体的事実に即し、それより前の時点との実質的相違を明らかにしつつ論じることを求めるものであるから、先に定立した規範との関係で設問に現れた具体的事実の持つ法的な意味合いを評価しながら、実行の着手を認める時点を説得的に論じることが求められた。

設問 1 (1)においては、欺罔行為の意義や構成要件の制約の要否といった点に触れず、手段として欺罔行為を限定した詐欺罪の特質を全く意識しないで、実行の着手の一般的な判断基準のみを論じることによって、現金交付要求文言は必要ないと結論付けた答案が散見され、こうした答案は低い評価にとどまった。

また、欺罔行為は交付の判断の基礎となる重要な事項を偽ることを要するという定義のみを挙げて、そのため現金交付要求文言がなくても甲に詐欺未遂罪が成立すると結論付け、実行行為である欺罔行為と実行の着手時期との関係を論述していない答案も散見された。こうした答案は、実行の着手時期についての判断規範や、何らの現金の交付要求もない段階で何をもって処分行為に向けられた交付の判断の基礎となる重要な事項と認めたのかについて論じておらず、出題の趣旨に示した問題の所在が把握できていないと評価せざるを得ず、低い評価になった。

一方、構成要件の制約の要否を意識し、実行行為である欺罔行為の正確な意義を明らかにした上で、複数のうそを積み重ねながら、最終的に現金交付要求行為に至るという(特殊)詐欺事犯の特徴を踏まえ、詐欺未遂罪の成立を認めるための具体的な規範を定立して論じた答案は、高い評価となった。

【事例 1】と類似の事案において現金交付を求める文言を述べていない段階で詐欺未遂罪の成立を認めた最判平成 30 年 3 月 22 日刑集 72 卷 1 号 82 頁の趣旨や理論構成を理解し、(特殊)詐欺事犯の特徴を踏まえ、実行行為である欺罔行為の意義内容を明らかにして、実行の着手を認めるべき時点を論述する答案もあり、そうした答案は少数であったが、高い評価となった。

設問 1 (2)の論述では、設問 1 (1)において具体的な規範を定立できた答案は、当該規範に照らして、【事例 1】の具体的事実の持つ法的意味を適切に評価し、着手を認める時点とそれより前の時点との実質的相違をおおむね的確に明らかにできていた。

また、【事例 1】において示された各事実が、この先に発生し得る「乙及び丙が捜査のために必要なので現金を預けてほしい旨のうそを言って現金の交付を求める行為」や「A が 200 万円を乙及び丙に交付するという結果の発生」に対し、具体的にいかなる影響を与える行為であるかということや「処分行為に向けられた交付の判断の基礎となる重要な事項を偽る行為」という欺罔行為の意義との関係でいかなる評価を受ける行為であるかということ、規範に照らしながら、具体的事案に即して論じられた答案は、抽象的な用語の暗記ではなく、詐欺罪の特質や実行の着手に関する論点の理解の深さを示すものとして高い評価となった。

他方、設問 1 (2)において【事例 1】に現れた事実を抜き出しただけで、その事実が持つ法的意味を特段論じることなく、当該事実が先に定立した規範に当てはまるとして結論を記載する答案や、規範に事実を当てはめるという意識が希薄であるため、規範を定立しているのか規範に事実を当てはめているのが明確でない答案、具体的事実を評価する中で設問 1 (1)に定立した規範と異なる規範を用いて事実を評価している答案も少なからず見られ、これらの答案は低い評価にとどまった。

規範を定立し、その規範との関係で、具体的事実がいかなる法的意味を有するのかを評価した上で、規範に当てはめて的確に結論を導くという論述が求められる。

また、設問 1 (1)で具体的規範を定立せずに設問 1 (2)で規範を論じた答案や、設問 1 (2)で求められる当てはめを設問 1 (1)において長々と論じた答案もあり、これらは設問に答えた答案になっていなかった。

また、論じるべき内容について設問で指示しているにもかかわらず、一般的な罪責を論じるかのように詐欺未遂罪の成否を平板に論じた答案も散見された。設問の趣旨に適切に答える姿勢が肝要である。

イ 答案の例

(ア) 優秀に該当する答案の例

設問 1 (1)において、詐欺罪が手段が限定された犯罪であること及び複数のうそを積み重ねながら、最終的に現金交付要求行為に至るという(特殊)詐欺事犯の特徴を踏まえ、実行行為としての欺罔行為をどう解するのかについて論じ、構成要件制約の要否を考えながら、詐欺未遂罪の成立を認める規範を具体的に定立して、現金交付要求がない段階で詐欺未遂罪が成立するという結論を導き、設問 1 (2)において、先に定立した規範との関係で事実関係を的確に分析して法的に評価し、実行の着手が認められる時点とそれ以前の時点の相違を具体的事実関係に即して明らかにし、規範と整合する説得的な結論を導いた答案などである。

(イ) 良好に該当する答案の例

設問 1 (1)において、構成要件制約の要否に関する論述などに一部不足はあるものの、実行行為である欺罔行為と実行の着手との関連性を意識した論述があり、詐欺罪の実行の着手について妥当な結論を導くための具体的規範を定立した上、設問 1 (2)において、当該規範に適切に当てはめ、実行の着手を認める理由と実行の着手が認められない理由を具体的事実

(ウ) 一応の水準に該当する答案の例

設問 1 (1)において、出題の趣旨に示した問題に十分触れられていないものの、一般的な実行の着手についての基本的な論述をし、設問 1 (2)における論述内容も設問 1 (1)における論述と論理的に矛盾せず、具体的事実を評価しながら先に定立した規範の当てはめができて

(エ) 不良に該当する答案の例

設問 1 (1)において、刑法の基本概念の理解が不十分であるために、出題の趣旨に示した問題点を理解できておらず、関係のない法解釈論を展開している答案や、設問 1 (2)において、具体的事実の評価を全くせずに結論付けたり、論理的に矛盾したりした答案などである。

(2) 設問 2 について

ア 全体的な採点実感

乙及び丙がBを緊縛するなどして300万円を奪った行為について、強盗罪の構成要件に該当することを丁寧に論じた答案が多かったが、強盗の犯行後、Bが転倒して生じた傷害結果を乙及び丙に帰責できるか否かを論じるに際し、緊縛行為が強盗の手段そのものであり、強盗の手段を原因行為として傷害結果が発生する過程に、Bの行為が介在しているという因果関係の問題を把握していない答案が散見された。

出題の趣旨に記載したとおり 強盗の手段たる暴行から傷害結果が生じたと認められる場合、強盗の機会性を検討するまでもなく強盗致傷罪が成立するが、緊縛行為が強盗の手段であることに一切触れず、強盗の機会性を長く論じたものが散見された。強盗の機会説は、強盗の手段説よりも原因行為を拡張する見解であり、強盗の手段から結果が生じた場合に機会説を論じる必要はない。これらの答案は、機会説の意義を理解しないものであり、低い評価となった。

甲の罪責については、乙及び丙が当初の詐欺の共謀に引き続き、詐欺と異なる犯行を行ったことから、乙及び丙の行為について、当初の共謀に基づくものとして罪責を負うか否かの検討が必要であったが、共謀の射程の問題としての的確な論述を欠き、甲が詐欺罪の故意であったのに異なる構成要件間にまたがって実現された犯罪について故意既遂犯を認めることができるのかという抽象的事実の錯誤の問題としてのみ論じた答案が散見され、これらの答案は低い評価にとどまった。

乙及び丙の行為がいかなる場合に、甲との共謀に基づく犯行といえるのかについて、法解釈を展開して判断基準についての規範を定立し、同規範に【事例2】の具体的事実関係を当てはめる必要があるが、規範を定立せず、規範定立と当てはめを明確に区別しないで、具体的事実関係を挙げて結論を導く答案も散見された。

詐欺罪と強盗罪とでは保護法益が完全には一致せず、犯行態様が異なることや乙及び丙が新たに話し合っただけで決めたことのみを指摘して、乙及び丙の犯行が当初の共謀に基づくとはいえないと結論付けた答案が多く見られたが、このような答案は事案の特徴を十分に把握したものとは評価できない。

これに対し、共同正犯の処罰根拠等から、共謀に基づく犯行であると判断するための具体的な規範を定立した上で、乙及び丙が当初の共謀で想定されたのと同じ被害者から、より確実に金銭を奪うために犯行に及び、目的とする金銭も甲が用意させた300万円であり、乙及び丙の計画においても、当初から奪った300万円を甲と山分けするつもりであって、実際に甲に山分けされたこと等の設問に現れた具体的事実を的確に指摘するなどして結論を導いた答案は、当該論点についての理解や事実関係の的確な分析を示すものとして高い評価となった。

甲が乙及び丙の行為について共謀に基づくものとして罪責を負うと解した場合には、甲に詐欺罪の故意しかないことから、抽象的事実の錯誤についても論じる必要があるが、この点の記述を欠くものがあつた。また、甲が乙及び丙の行為について共謀に基づくものとして罪責を負わないと結論付けたにもかかわらず、抽象的事実の錯誤を論じた答案があり、これらの答案は、論点相互の論理的関係を理解できていないとの評価をせざるを得なかつた。

なお、乙及び丙については強盗致傷罪の共同正犯のほか、甲との間で詐欺未遂罪の共謀共同正犯が成立し得るが、未遂・既遂の区別を正確に言及できていない答案も散見された。

上記のとおり設問2において論じるべき事項が多岐にわたることから、法解釈上の重要な事項については手厚く論じ、そうでない事項については簡潔な論述で済ませるなど、答案全体のバランスを考えた構成も必要であり、主要な論点について結論を導くに当たっては、法解釈論を展開して判断基準となる規範を定立し、その規範に具体的事実を当てはめるといふ論述が求められる。これは、論点の正確な理解とも関係するところであるが、一定の事実がいかなる法的意味を有するかを意識しつつ、結論に至るまでの法的思考過程を論理的に的確に示すことが必要である。

イ 答案の例

(ア) 優秀に該当する答案の例

事実関係を的確に分析した上で、出題の趣旨に示した主要な問題点について検討を加え、法解釈論を展開して判断の基準となる規範を定立し、問題文に現れた事案の特徴を捉えた上で事実を具体的に評価して当てはめを行い、罪責や理論構成について論理的に矛盾のない論述がなされている答案などである。

(イ) 良好に該当する答案の例

出題の趣旨に示した主要な問題点について指摘し、それぞれの罪責について論理的に矛盾せず、妥当な結論等を導くことができているものの、一部の問題点について検討を欠く答案や、主要な問題点の検討において、理解が一部不正確であったり、必要な法解釈論の展開がやや不十分であったり、必要な事実の抽出やその意味付けが部分的に不足していると認められる答案などである。

(ウ) 一応の水準に該当する答案の例

事案の分析が不十分であったり、出題の趣旨に示した主要な問題点について一部論述を欠いたりするなどの問題はあるが、論述内容が論理的に矛盾することなく、刑法の基本的な理解について一応ではあるものの示すことができている答案などである。

(エ) 不良に該当する答案の例

事案の分析がほとんどできていない答案や、刑法の基本概念の理解が不十分であるために、出題の趣旨に示した主要な問題点を理解できていないと認められた答案などである。

(3) 設問3について

ア 全体的な採点実感

設問3は、業務妨害罪の成否について一定の結論を導くための説明を問うことによって業務妨害罪に関する解釈論の知識と理解を問うとともに、具体的事実の分析能力等を問うものである。

既に公表した出題の趣旨に記載したとおり、設問3において一定の結論を導く説明として、強制力を行使する権力的公務が業務妨害罪の「業務」に含まれず、それ以外の公務が「業務」として同罪により保護されると解する見解に立った上で、【事例3】の6の事実において妨害の対象とされた公務は警察官Dの乙を逮捕しようとする強制力を行使する権力的公務であるため「業務」に該当しないといえるのに対し、同7の事実において妨害の対象とされた公務は警察官5名による乙を追跡し、逮捕しようとするものであることなどから、未だ強制力を行使する段階にない公務であると認め、「業務」として保護されるとする説明、

あるいは、自力排除力を持つ公務は「業務」として保護されないという前提に立ち、同6の事実において妨害の対象となった公務の「業務」該当性を否定しつつ、同7の事実において丁の用いた手段が「偽計」であることから、偽計に対してはそうした公務も無力であるとして、偽計業務妨害罪の「業務」には、すべての公務が含まれると解して、同7の事実において妨害の対象となった警察官5名による乙を追跡し、逮捕しようとする公務が「業務」に該当するという説明が考えられる。

いずれにしても各事実において妨害の対象となった公務を的確に把握する必要があり、対象となる公務を的確に把握した上で、一定の結論を導くための法解釈を展開して規範を定立し、各事実関係における公務の法的な意味を事実認定し、規範に当てはめ、結論を導いた答案は、高い評価となった。

上記のとおり「偽計」による妨害に対しては自力排除力がないことを理由に、すべての公務が業務妨害罪の「業務」によって保護されるとして結論を導く場合にも、威力による妨害については、一定の公務につき業務妨害罪によって保護されないことを論じる必要があるから、業務妨害罪において保護される公務の範囲について必要な解釈を行い、規範を定立する必要があったが、この関係を見落として、この点を十分に論じていない答案があった。規範定立と当てはめを区別して法的思考過程を論理的に示すことが必要であることを指摘したい。

妨害の対象とされた公務を特定していない答案も相当数みられた。また、設問において丁の行為が「威力」に該当すると明示したにもかかわらず、本問で問われていない「威力」該当性を論じた上で「威力」であることを否定する答案もあった。これらの答案は、いずれも低い評価となった。

イ 答案の例

(ア) 優秀に該当する答案の例

各事実関係において丁による妨害の対象となった公務を的確に把握しつつ、出題の趣旨に示した論点について、自説の論拠や他説への批判などを踏まえ、必要な法解釈を展開して規範を定立し、妨害の対象となった公務の法的な性質を明らかにした上で、当該規範に当てはめ、一定の結論を導いた答案などである。

(イ) 良好に該当する答案の例

出題の趣旨に示した各論点を把握しているが、必要な法解釈論の展開がやや不十分であったり、妨害対象となった公務について必要な事実の抽出やその意味付けが部分的に不足していたりすると認められる答案などである。

(ウ) 一応の水準に該当する答案の例

出題の趣旨に示した各論点について一部論述を欠くなどの問題はあるものの、業務妨害罪についての基本的な理解を一応示して結論を導くことができている答案などである。

(エ) 不良に該当する答案の例

出題の趣旨に示した各論点に触れずに、必要のない法解釈を展開するなど出題の趣旨を理解できていないと認められた答案などである。

(4) その他

例年指摘している点でもあるが、用語の間違ひがある答案や、文字が乱雑で判読しづらい答案、基本的用語の漢字に誤記がある答案が散見された。

また、文章の補足・訂正に当たって、極めて細かい文字で挿入がなされる答案も相当数あった。時間的に余裕がないことは承知しているところであるが、採点者において判読が不能な記載箇所は採点対象にできないことに十分に留意して、大きめで読みやすい丁寧な文字で書くことが望まれる。

3 今後の法科大学院教育に求めるもの 注：今後の受験生に求めるものとして読む

刑法の学習においては、刑法の基本概念の理解を前提に、論点の所在を把握すること、各論点の位置付けや相互の関連性を十分に理解すること及び犯罪論の体系的処理の手法を身に付けることが重要である。

一般的に重要と考えられる論点を学習するに当たっては、犯罪成立要件との関係で、なぜその点が問題となっているのかを明確に意識しつつ、複数の見解の根拠や難点等に踏み込んで検討することなどを通じて、当該論点の理解を一層深めることが望まれる。これらの論点に関する理解を深めた上で、事案の全体像を俯瞰しつつ、一定の事実を法的に評価し、解決において必要となる問題点を適切に抽出する法的思考能力及び妥当な結論を導くための具体的規範を定立し、同規範に照らし具体的事実の法的意味を評価して結論を導く論理的思考力を身に付けることが肝要である。

そのためには、これまでにも繰り返し指摘しているところであるが、判例を学習する際には、結論のみならず、当該判例の前提となっている具体的事実を意識し、結論に至るまでの理論構成を理解した上で、その判例が述べる規範の体系上の位置付け、その射程及び理論構成上の課題について検討し理解することが必要である。

このような観点から法科大学院教育においては、まずは刑法の基本的知識及び体系的理解の修得に力点を置いた上、刑法上の諸論点に関する問題意識（なぜ問題となるのか）を喚起しつつ、その理解を深め、さらに、判例の学習等を通じ具体的事案の検討を行うなどして、幅広く妥当な結論やそれを支える理論構成を導き出す能力を涵養するよう、より一層努めて

令和5年度 司法試験 出題趣旨

本問は、強盗殺人未遂事件を素材として、捜査及び公判に関する具体的事例を示し、各局面で生じる刑事手続上の問題点、その解決に必要な法解釈、法適用に当たって重要な具体的事実の分析及び評価並びに具体的結論に至る思考過程を論述させることにより、刑事訴訟法に関する基本的学識、法適用能力及び論理的思考力を試すものである。

〔設問1〕は、いずれも領置の適法性を問うものである。

すなわち、【捜査①】は、司法警察員が、強盗殺人未遂事件の犯人の可能性のある甲がその居住するアパートのごみ置場に投棄したごみ袋を回収した行為、【捜査②】は、司法警察員が、上記甲が公道上に投棄した使用済みの容器を回収した行為であり、それぞれの適法性を論じさせることにより、刑事訴訟法第221条の定める「領置」の正確な理解と具体的事実への適用能力を試すものである。

同条は、「被疑者その他の者が遺留した物」（遺留物）あるいは「所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物」（任意提出物）を領置することを認めているが、【捜査①】では、本問のごみ袋が任意提出物といえるか、【捜査②】では、本問の容器が遺留物といえるかが問題となり、いえるとして捜査機関は何ら制限なくこれらを領置することができるかが問題となるため、これらの問題に関する各自の基本的な立場を刑事訴訟法の解釈として論じる必要がある。

まず、同条における「領置」が、占有取得の過程に強制の要素が認められないからこそ令状を要しないとされている趣旨に立ち返り、「遺留物」とは、遺失物より広い概念であり、自己の意思によらずに占有を喪失した場合に限られず、自己の意思によって占有を放棄し、離脱させた物も含むと定義する必要がある。

その上で、【捜査①】では、甲が自己の意思でごみ袋を投棄しており「遺留物」に該当しそうなところ、投棄場所がアパートのごみ置場であることから、なお当該アパートの大家にその占有が残っているとして、当該ごみ袋が「所有者、所持者若しくは保管者」たる大家からの「任意提出物」に該当するか否か、【捜査②】では、甲が自己の意思で容器を公道に投棄しているとして、当該容器が「遺留物」に該当するか否かを検討する必要がある。

そして、いずれの設問についても、「領置」の要件を満たすとして、排出者がごみを排出する場合における「通常、そのまま収集されて他人にその内容を見られることはないという期待」や「DNA型を知られることはないという期待」がプライバシーの利益として法的に保護されるものか否かを検討し、さらに、それらが法的に保護される利益であるとしても、本件事例においてなお要保護性が認められるか否かを論じるべきである。

こうした法解釈の枠組みの下で、本件事例の具体的状況下におけるごみ袋や容器の領置の必要性及び相当性を検討することになるが、いずれについても事例中に現れた具体的事実を的確に抽出し、分析しながら論じる必要がある。その論じ方については、個々の適法又は違法の結果はともかく、具体的事実を事例中からただ書き写して羅列すればよいというものではなく、それぞれの事実が持つ意味を的確に分析して論じなければならない。

例えば、【捜査①】では、本件ごみ袋が約2時間後に回収されるという状況の下で、強盗殺人未遂事件という重大犯罪の犯人特定のために、犯行現場に遺留された足跡や防犯カメラに記録された映像と対照させるといった捜査の必要性に加えて、甲が投棄したごみ袋の特徴を確認した上で、そのごみ袋1袋のみを領置したといったことを踏まえ、相当性を検討するべきである。

また、【捜査②】では、甲が強盗殺人未遂事件の犯人である可能性がより高まったという状況の下で、犯人のものである可能性が高いDNA型が判明したことや、甲がアパートのごみ置場に投棄するごみの中から甲のDNAだけを採取することが困難であったという捜査の必要性に加え、捜査機関が領置の過程に関与している点をどのように評価するか、その際、捜査機関が捜査目的を秘してボランティアの一員になり、自ら甲に接触している一方で、甲が自ら投棄した容器を回収しているにとどまり、領置行為自体における捜査機関の関与の程度は高いものとは言えないことなどの事情をどのように評価するかについて、【捜査①】との違い（投棄された場所や保護されるべきプライバシーの利益の内容）を踏まえて、相当性を検討する必要がある。

【設問2】は、いずれも実況見分調書の証拠能力を問うものである。

すなわち、【実況見分調書①】には、被疑者甲が被害者V方と同種の錠前を解錠する状況が撮影された写真が貼付され、かつ、解錠状況に関する甲の説明内容が記載され、また【実況見分調書②】には、Vが被害状況を再現した写真が貼付され、かつ、被害状況に関するVの説明内容が記載されており、検察官は、各実況見分調書の立証趣旨について、それぞれ「甲がV方の施錠された玄関ドアの鍵を開けることが可能であったこと」、「被害再現状況」としているところ、こうした性質の異なる内容を含む実況見分調書について、それらの証拠能力を問うことにより、伝聞法則の正確な理解と具体的な事実への適用能力を試すものである。

【実況見分調書①】は、司法警察員Qが行った実況見分の結果を記載したものであるから、論述に当たっては、まず捜査官が五官の作用によって事物の存在及び状態を観察して認識する作用をもつ検証の結果を記載した書面に類似した書面として、刑事訴訟法第321条第3項により、作成者Qが公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを証言すれば証拠能力が付与されるという本調書全体の性質を論ずる必要がある。

その上で、本調書には、公判期日外でなされた甲の供述が記載されていることから、これらの部分の証拠能力について、更に伝聞法則の適用があるか否かを要証事実との関係で検討した上で、その有無を論じる必要がある。

【実況見分調書②】についても、検察官Rが作成した実況見分調書の中に、公判期日外でなされたVの供述が記載されていることから、まず刑事訴訟法第321条第3項の適用を論じた上で、Vの供述を記載した部分の証拠能力について、最高裁判例（最決平成17年9月27日刑集59巻7号753頁）を踏まえつつ、伝聞法則の適用があるか否かを要証事実との関係で検討した上で、その有無を論じる必要がある。

いずれの実況見分調書についても、正確な法的知識を当然の前提としながら、法解釈論や要件について抽象的に論じるだけでなく、事例中に現れた具体的事実関係を前提に、法的に意味のある事実の適切な把握と要件のあてはめを行うことが求められる。

令和5年度 司法試験 採点実感

1 採点方針等

本年の問題も、昨年までと同様、比較的長文の事例を設定し、その捜査及び公判において生じる刑事手続上の問題点につき、問題の所在を的確に把握し、その法的解決に必要な法解釈・法適用に当たって重要な具体的事実を抽出して分析した上、これに的確な法解釈により導かれた法準則を適用して、一定の結論を筋道立てて説得的に論述することが求められており、法律実務家になるために必要な刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）に関する基本的学識、事案分析能力、法解釈適用能力、論理的思考力、論述能力等を試すものである。

出題の趣旨は、既に公表したとおりである。

【設問1】は、司法警察員が、強盗殺人未遂事件の犯人の可能性のある甲がその居住するアパートのごみ置場に投棄したごみ袋を回収した行為【捜査①】、上記甲が公道上に投棄した使用済みの容器を回収した行為【捜査②】について、各領置の適法性を問うものである。

ここでは、刑訴法第221条の定める「領置」の正確な理解を踏まえつつ、甲のプライバシーの利益と各領置の必要性を比較衡量して相当性を検討するという判断枠組を示し、事例中に現れた具体的事実を的確に抽出、分析して、それらの適法性を論じることが求められる。

【設問2】は、被疑者甲が被害者V方と同種の錠前を解錠した結果を記載したもの【実況見分調書①】、Vが被害状況を再現した結果を記載したもの【実況見分調書②】という性質の異なる内容を含む実況見分調書について、検証調書に準じる書面として、刑訴法第321条第3項該当性を検討した上で、本件の具体的事実関係を的確に把握・分析して、要証事実を正確に把握し、各実況見分調書が伝聞証拠に該当するか否か、該当する場合には、適用可能性のある伝聞例外規定に係る要件等の法解釈とその当てはめについて論じることが求められる。

採点に当たっては、このような出題の趣旨に沿った論述が的確になされているかに留意した。

前記各設問は、いずれも、捜査及び公判に関して刑訴法が定める制度・手続及び関連する判例の基本的な理解に関わるものであり、

【設問1】は、領置の適法性について判断した最高裁判例（最決平成20年4月15日刑集62巻5号1398頁、以下「平成20年決定」という。）、

【設問2】は、要証事実との関係で実況見分調書の証拠能力について判断した最高裁判例（最決平成17年9月27日刑集59巻7号753頁、以下「平成17年決定」という。）

など法科大学院の刑事手続に関する授業でも取り扱われる基本的な判例を正確に理解していれば、本事例において何を論じるべきか自ずと把握することができ、十分解答は可能であろう。

2 採点実感

各考査委員の意見を踏まえた**感想**を記す。

- (1) **おおむね出題の意図に沿った論述**をしていると評価できる**答案**としては、**次のようなもの**があった。

【設問1】では、**刑訴法第221条の「領置」の意義に関する正確な理解**を示し、**各捜査の内容に即して、【捜査①】であれば、アパートの大家にごみの占有が残っていることに言及し、当該ごみが「保管者」たるアパートの大家からの任意提出物に該当するかを、【捜査②】であれば、甲が投棄した容器が「遺留物」に該当するかを各々検討して、「領置」に該当するかを適切に論じる答案**が見受けられた。

次に、**領置の限界**について、**平成20年決定を十分に意識しつつ、甲のプライバシーの利益と各領置の必要性を比較衡量して相当性を検討する**という**判断枠組**を示し、**領置対象物の性質、捜査の進展状況、領置の方法など、事例に現れた具体的事実を的確に抽出、分析して結論を導いている答案**が見受けられた。

【設問2】では、**伝聞証拠の意義**を論じた上で、**各実況見分調書の刑訴法第321条第3項該当性を的確に論じ、さらに、甲及びVの供述部分が含まれている点に言及し、平成17年決定を十分に意識しつつ、事例に現れた具体的な事実を的確に抽出、分析して、各実況見分調書の要証事実を正確に把握した上で、要証事実との関係で当該実況見分調書が伝聞証拠に該当するかを検討し、該当する場合には、伝聞例外の条文の適用と当てはめについて適切に結論を導いている答案**が見受けられた。

- (2) 他方、**そもそも、法原則・法概念の意義や関連する判例の判断基準等についての記述が不十分・不正確で、当該項目についての理解が不足している**と見ざるを得ない**答案**や、

法原則や法概念の意義や関連する判例の判断基準等として記述された内容自体には問題がないものの、これらを機械的に暗記して記述するのみで、具体的事実に対してそれらの法原則・法概念や判断基準等を的確に適用することができていない答案、

具体的事実に対する洞察が表面的で、その抽出自体が不十分、抽出した事実の持つ意味の分析が不十分・不適切な答案が見受けられた。

【設問1】では、刑訴法第221条の「領置」の意義を明らかにした上で、本件ごみの性質に照らし、「遺留物」あるいは「任意提出物」に該当するかを検討する必要があるところ、刑訴法第221条への言及が一切ないまま、捜査活動一般に関する総則規定である刑訴法第197条第1項の解釈として、あるいは、一応「任意提出」による「領置」とするものの、「任意提出」を「任意処分」と同義であるかのように捉え、「領置は任意処分なので強制処分に至ってはならない」などとした上で、これを単に強制処分と任意処分の区別の観点からのみ論じ、特段の理由なく「強制処分だから違法」、「任意処分だから適法」と結論付けるという答案が少なからず見受けられた。

また、アパートの大家の占有に対する言及が乏しく、あるいは理解不十分なもの、例えば、甲が投棄した時点で「遺留物」となり、それを大家が「任意提出」したと論じる答案など、おおよそ「領置」を正確に理解していないと思われる答案も見受けられた。

次に、領置の限界を論じる上で、平成20年決定を踏まえて、甲のプライバシーの利益の要保護性に着目し、各領置の必要性和比較衡量をして相当性の判断を行うという判断枠組を示すことが求められていたところ、甲のプライバシーの利益に配慮した判断枠組を示すことなく、漫然と任意処分の限界に関する一般論を規範として示した上で結論を導いている答案が少なからず見受けられた。

さらに、各領置の必要性及び相当性を検討する際には、事例に現れた具体的事実を的確に抽出し、それぞれの事実が持つ意味を的確に分析しながら論じる必要があるところ、こうした具体的事実の抽出、分析においても、事実の拾い上げ自体が不十分、あるいは単なる事実の羅列に留まるもの、例えば、重大事件の犯人を早期に検挙する必要があるなど捜査一般の必要性しか検討できていない答案や、自己の結論と整合する事実を中心に拾い上げ、反対の結論に導き得る事実の拾い上げが不十分なもの、例えば、【捜査①】では、強盗殺人未遂事件という重大犯罪の犯人と酷似した男が甲のアパートに入ったという事実は拾い上げられているものの、甲が投棄したごみ袋が約2時間後に回収される予定であったことや、ごみ袋の特徴を確認した上で、当該ごみ袋1袋だけを領置したことなどの各事情には触れられていない答案、【捜査②】では、犯人のものである可能性が高いDNA型が判明した事実は拾い上げられているものの、【捜査①】と比較して、甲が重大事件の犯人である嫌疑が高まっていることや、アパートのごみ置場に投棄するごみの中から甲のDNAだけを採取することが困難であったという各事情には触れずに必要性を検討する答案、DNAが個人識別情報であるという事実だけを抽出して、DNA採取行為自体に相当性がないと結論付ける答案、捜査機関が捜査目的を秘して接触している事実だけを抽出し、甲が自ら公道に投棄した容器を回収しているにとどまることや、甲が使用した容器にマークを付け、同人のDNAだけを特定できる方法であったことなどの各事情には触れずに相当性がないと結論付ける答案が相当数見受けられた。

〔設問2〕では、多くの答案が、伝聞証拠の意義に言及し、かつ、実況見分調書が伝聞証拠であるとして、**刑訴法第321条第3項**に関する一般論的な論述ができていたものの、伝聞証拠の意義が「公判期日外になされた供述を内容とする証拠」であって、「その供述の内容どおりの事実が存在したこと（供述内容の真実性）を立証するために用いられるもの」であるにもかかわらず、単に「公判廷外の供述」とするなど伝聞証拠の理解が不十分な答案や、同項が本来「検証調書」に関する規定であるにもかかわらず、何らの解釈を示さないまま、実況見分調書に同項が当然適用されるとする答案が少なからず見受けられた。

また、同項該当性の検討は、実況見分を行った警察官Qの公判外供述の伝聞性を解消するために必要であるところ、Qではなく甲の公判外供述が記載されていると指摘するものや、「誰の」公判外供述であるかを一切示さないまま単に「供述内容の真実性が問題となる」として伝聞証拠であるとする答案も相当数見られた。

さらに、「その供述の内容どおりの事実が存在したこと(供述内容の真実性)を立証する」ことの意味を正しく理解し、事例に現れた具体的な事実関係を前提に、要証事実を的確にとらえ、平成17年決定等の理解を踏まえた正確な論述ができている答案も少数にとどまり、**要証事実の検討が全くなされていないもの、あるいは、著しく不十分な答案が散見された。**

例えば、【**実況見分調書①**】では、**検察官の立証趣旨**が「甲がV方の施錠された玄関ドアの鍵を開けることが可能であったこと」であるところ、**事例に現れた具体的事実を抽出、分析して、甲がそれを行うことが少なくとも実況見分の時点で可能であったことを立証する目的**であることなどの根拠を示し、**要証事実**は、**公訴事実における犯行の日時に甲がV方の施錠された玄関ドアの鍵を開けたことではなく、検察官の立証趣旨と同じであり、伝聞証拠ではない旨認定**することが**求められる**が、特段の根拠を示すことなく結論だけを論じる答案、要証事実を「甲がV方の施錠された玄関ドアの鍵を開けることが可能であったこと」としながら、**甲の供述の内容の真実性が問題となるとして伝聞証拠と結論付ける答案**であり、

【**実況見分調書②**】では、**検察官の立証趣旨**が「被害再現状況」であるところ、事例に現れた具体的事実を抽出、分析し、**Vの供述どおりの犯行が本件犯行現場で可能だったことを立証する目的ではないこと**などの根拠を示し、**要証事実**は、**実質**において「再現されたとおりの犯罪事実の存在」、つまり供述内容の真実性であり、**伝聞証拠である旨認定**することが**求められる**が、特段の根拠を示すことなく結論だけを論じる答案、**平成17年決定を意**識することなく、**漫然と要証事実を検察官の立証事実と同じだとして非伝聞証拠とするもの**、**検察官の立証趣旨を「被害状況」と誤って引用し、「被害再現状況」との区別を意識しない答案**、**甲やVの各指示説明の記載やそれらの再現状況の写真について、甲やVの指示説明をいわゆる「現場指示」あるいは「現場供述」のいずれかに当てはめ、特段の論述なく、前者を非伝聞証拠、後者を伝聞証拠と結論付ける答案**、**写真について「記録過程が機械的になされるので当然に非伝聞証拠である」とする答案**などが相当数見受けられた。

また、**伝聞証拠と結論付けたものの、検察官の面前での被害再現であるにもかかわらず、刑訴法第321条第1項第3号の要件該当性を検討する答案**、**Vは死亡しているにもかかわらず、生存していることを前提に論述をする答案**、**署名押印について一切言及しない答案**など、事例に現れた具体的な事実の抽出、分析が不十分な答案も少なからず見受けられた。

さらに、**実況見分調書自体の伝聞性に触れない答案**、**各実況見分調書が公判廷外の甲やVの供述を含むものであるとして、伝聞例外の要件該当性を検討し、その要件を満たさないと認定しながら、刑訴法第321条第3項の要件を満たせば、それらも実況見分調書の一体のものとして証拠能力が認められるとする答案**、**各実況見分調書を再伝聞に該当するとして刑訴法第324条の問題とする答案**など、**伝聞法則の基本的理解が不十分**と言わざるを得ない答案も散見された。

3 答案の評価

(1) 「優秀の水準」にあると認められる答案

〔設問 1〕については、刑訴法第 2 2 1 条の「領置」の意義に関する正確な理解を示し、各捜査内容に即して、事例に現れた具体的事実を抽出、分析し、「領置」に該当するか否かを適切に論じた上で、平成 2 0 年決定を意識しつつ、甲のプライバシーの利益と各領置の必要性を比較衡量して相当性を検討するという枠組みを示して領置の限界を論じ、領置対象物の性質、捜査の進展状況、領置の方法など、事例に現れた具体的事実を的確に抽出、分析して結論を導いている答案であり、

〔設問 2〕については、伝聞証拠の意義を論じた上で、各実況見分調書について刑訴法第 3 2 1 条第 3 項該当性が問題となることを的確に論じ、さらに、平成 1 7 年決定を十分に意識しつつ、事例に現れた具体的事実を的確に抽出、分析して、各実況見分調書の要証事実を正確に把握し、各実況見分調書の証拠能力を検討する際に必要な伝聞例外の条文適用と当てはめを適切に行っている答案である。

(2) 「良好の水準」にあると認められる答案

〔設問 1〕については、領置の意義に関する一応の理解を示し、各捜査内容に即して「領置」に該当するか否かを論じた上で、領置の限界について、甲のプライバシーの利益と各領置の必要性を比較衡量して相当性を検討するという判断枠組を示すまでには至っていないものの、平成 2 0 年決定を意識しつつ、当てはめにおいて、不十分ではあるものの、甲のプライバシーの利益にも一応配慮し、事例に現れた具体的事実の抽出、分析をした上で結論を導いている答案であり、〔設問 2〕については、伝聞証拠の意義や実況見分調書の刑訴法第 3 2 1 条第 3 項該当性に関する的確な論述を行った上で、各実況見分調書の要証事実について、平成 1 7 年決定を意識できており、不十分ではあるものの、事例に現れた具体的事実の抽出、分析をした上で根拠を示しつつ認定し、一応の結論を示すことができている、伝聞例外の条文適用や当てはめも一応論じることができていた答案である。

(3) 「一応の水準」に達していると認められる答案

〔設問 1〕については、領置の意義に関する一応の理解を示し、各捜査内容に即して、「領置」に該当するか否かを適切に論じた上で、領置の限界について、一応事例に現れた具体的事実を抽出、分析しているものの、平成 2 0 年決定への意識がなく、甲のプライバシーの利益に配慮した判断枠組が示されていない上、当てはめにおいても、甲のプライバシーへの配慮が不十分であり、物足りなさを感じる答案であり、〔設問 2〕については、伝聞証拠の意義や実況見分調書の刑訴法第 3 2 1 条第 3 項該当性に関して一応の理解を示し、各実況見分調書の要証事実を認定した上で結論を導こうとしているものの、要証事実を正確に捉えられていない答案、要証事実を認定する論拠が欠落あるいは不十分な答案、事例の具体的事実の抽出、分析が不正確なために、伝聞例外の適用条文を一部誤った答案である。

(4) 「不良の水準」にとどまると認められる答案

前記の水準に及ばない不良なものをいう。一般的には、刑事法上の基本的な原則の意味を理解することなく機械的に暗記し、これを断片的に記述しているだけの答案や、関係条文・法原則を踏まえた法解釈を論述・展開することなく、事例中の事実をただ書き写しているかのような答案等、法律学に関する基本的学識と能力の欠如が露呈しているものである。

例を挙げれば、【設問1】であれば、領置の意義に全く言及することなく、本件回収行為について強制処分に該当するか否か、単に任意処分として許されるかという、強制処分と任意処分の区別に関する一般論を展開するだけの答案がこれにあたる。

【設問2】であれば、実況見分調書の伝聞性に一切触れないもの、各実況見分調書の要証事実の検討が全くなされていないもの、各実況見分調書を伝聞証拠とし、伝聞例外の要件を満たさないと認定しながら、刑訴法第321条第3項の要件を満たせば実況見分調書全体の証拠能力が認められるとするもの、各実況見分調書を再伝聞に該当するとして刑訴法第324条の問題とするものなど、およそ伝聞法則を理解していないとしか評しようのない答案である。

4 法科大学院教育に求めるもの 注：受験生に求めるものとして読むとよい

このような結果を踏まえると、今後の法科大学院教育においても、刑事手続を構成する各制度の趣旨・目的について、最高裁の基本的な判例を踏まえて、原理原則に遡り、基本から深くかつ正確に理解すること、それを踏まえて、関係条文や判例法理を具体的事例に当てはめて適用する能力を身に付けること、自説の立場から論述の整合性に配慮しつつ論理立てて分かりやすい文章で表現できる能力を培うことが強く求められる。

また、刑事法においては、刑事実務における手続の立体的な理解が不可欠であり、通常の捜査・公判の過程を具体的に想起できるように、実務教育との有機的連携を意識し、刑事手続の各局面において、裁判所、検察官、弁護人の法曹三者が具体的にどのような立場からどのような活動を行い、それがどのように関連して手続が進んでいくのかなど、刑事手続が法曹三者それぞれの立場から動態として積み重ねられていくことについて理解を深めていくことが重要である

[調整余白]

【2024年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑧】

～ここでは講師紹介の一環として私矢島が担当している主な講座を紹介しています～

*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2024年合格目標のもので、2024年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座（概要）

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。全て通学クラス・通信クラスが選べます。

① 矢島の速修インプット講座（2023年7月25日～11月25日に新規収録）

論文試験と短答試験に共通する重要知識を本質的に理解して修得するための講座です。直近の試験も含めた最近の試験傾向に対応できるように、毎年、講義の内容を工夫しています。基本知識というのは、ただ知っているというのでは本試験に太刀打ちできません。直近の試験の質を踏まえて、本試験に対応できる質の理解をしていきます。

② 矢島の論文完成講座（2023年12月5日～翌年3月26日に新規収録）

試験考査委員が受験生に求める答案の書き方を徹底的に理解して修得するための講座です。この講座では、これから答案の書き方を学ぶ受験生だけでなく、答案の書き方をある程度知っている受験生が本試験で初見の問題に対応できるだけの法的思考能力を修得できます。

③ 矢島のスピードチェック講座（2024年3月30日～4月20日に新規収録）

直前対策用の講座です。前年度の出題傾向を踏まえて、直前期にここだけはおさえたいという重要度の高い基本知識を短時間で復習して、試験当日までに重要知識を記憶に残せるようにします。

④ 矢島の最新過去問&ヤマ当て講座（2024年4月25日～6月6日に新規収録）

直前対策用の講座です。直近の司法試験の論文過去問を題材にして、現在の試験考査委員が受験生に求める法的思考能力の質を理解します。また、ヤマ当てという形で、論文試験の題材になりそうな論点を深く考察できる講義をします。

・以下は各講座の詳細

なお、より詳細な情報は、LECのウェブページかパンフレットをご覧ください。

① 矢島の速修インプット講座（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計188時間・1回の講義は4時間・全47回] 注：前年度は144時間
本講座は、必修7科目（憲法、民法、刑法、商法の分野のうち会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）について、**合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できるだけの正確な理解に基づく真の学力**を身につけるための講座です。講義の際は、試験対策上、**理解しておけば足りるところと、理解した上で記憶までしておかなければならないところを明確に指摘**するので、講義を受講し終えたときに、**何をどの程度まで復習すべきかが明確に把握**できます。これからインプット学習を始める受験生はもちろん、これまでどこかでインプット学習をした経験があるけれどインプットに不安を抱えている受験生でも、この講座の**講義を聴いて復習すれば確実に前に進む**ことができます。

★コメント★ ～テキストと講義について

論文試験と短答試験の情報を一元化して受験対策を効率よく行えるようにするために、本講座で使用するテキストには、**論文試験の合格に必要な情報**に加えて、論文試験と比べて若干細かい知識が問われることがある**短答試験**においても**合格点を十分超える点数を獲得できる程度の情報**を掲載しています。テキストの分量が多いと安心感があって喜ぶ受験生がいるのに対して、分量が多いと学習しきれないということで嫌がる受験生もいるかもしれません。受験生の中にもいろいろな方がいることを考慮して、テキストに掲載した情報については、情報ごとに重要度を表す記号を付しています。**講義中**は、テキストに掲載した情報のうち論文試験と短答試験に共通する**重要度が高い情報に絞り込んで、将来の試験に対応**できるだけの**深い解説**をしています。テキストの分量が多くて心配だという受験生でも、**最低限、講義中に解説した箇所だけをしっかりと復習**することで、**最近の試験の傾向を踏まえた合格に必要な学力を習得**することができるので、テキストの分量が多いということは心配する必要はありません。

★コメント★ ～通学クラスのWebフォロー制度（欠席フォロー制度）

通学クラスに参加したいけれど、仕事や家庭の事情で毎回時間どおりに参加するのが難しいという方は、**通学クラスに申し込み**をしておいて、**参加できる回だけ教室**で講義を聴くことをお勧めしています。**遅刻、早退**しても何の問題はありません。**矢島の速修インプット講座の通学クラス**の受講生に対しては、**講義実施の翌々日から Web で配信**するので、教室で聴けなかった講義をいつでも聴くことができます。

② 矢島の論文完成講座（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計120時間・1回の講義は4時間・全30回]
インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて**答案の形**にするのに必要な**法的思考能力**を修得するための講座です。**矢島作成の解答例**を使用します。講義では、**試験考査委員**に高い評価を得られる**答案の作成方法**を徹底的に指導します。取り扱う問題は、**司法試験の過去問がメイン**となりますが、**法的思考能力を磨くのに有益な予備試験の過去問**や、必要に応じて**オリジナル問題**を取り扱うことがあります。

★コメント★

解答例を丸暗記する学習をしても、試験本番で初めて見る問題に対応できません。講義中は、初見の問題にも対応できるだけの事案分析能力、法律構成能力、結論の妥当性を意識した事案検討能力(妥当な当てはめの能力)を習得できるだけの解説をしていきます。今度の論文試験で何としてでも合格点を獲得したいという本気の受験生にぴったりの講座です。

★コメント★ ～通学クラスのWebフォロー制度（欠席フォロー制度）

前掲の矢島の速修インプット講座と同様、**矢島の論文完成講座の通学クラス**の受講生はWebフォロー制度（**欠席フォロー制度**）を利用することができます。

なお、この制度による講義の配信は、パンフレット記載の通信クラスの配信開始日までなのですが、その日以降は、通学クラスの受講生でも、通信クラスの受講生と同じように、引き続き、Web上で講義を視聴することができます。講義中に講義を自分で録音する必要はありません。

③ 【直前対策講座】**矢島のスピードチェック講座**（司法試験・予備試験の対策）

〔必修7科目合計72時間・1回の講義の時間は科目ごとに異なる〕

〔民法16h、刑法16h、憲法・会社法・民訴法・刑訴法・行政法は各8h〕

注：前年度は51時間

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。また、矢島の速修インプット講座で取り扱った事項のうち特に重要度が高いものを中心に効率よく復習して理解と記憶を深めることができるので、合格に必須の最重要事項について、**試験直前期の最終チェック**をするのに最適の講座です。

★コメント★

試験本番まで比較的余裕がある時期に**矢島の速修インプット講座**で各科目の重要事項の深い理解をしておいて、試験直前期の**矢島のスピードチェック講座**で重要事項を短時間で記憶喚起したり、以前よりも理解を深めたりして、試験本番に臨むというのが**理想的な学習計画**となります。短時間で重要事項を総復習して合格に近づくのに有益な講座です。

④ 【直前対策講座】**矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**

〔必修7科目×4時間＝合計28時間・全7回〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の論文過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と**矢島作成の解答例**を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。各科目の講義の後半では、今回実施予定の司法試験の論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解して、司法試験で出題される論点の題材にして**法的思考能力を磨く**ことは、予備試験の受験にも役立つため、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。また、ヤマ当て講座の講義の質が高いので、ヤマに関係なく学力向上に役立ちます。

ヤマ当てに関して、司法試験と予備試験で近年出題されていない重要論点は近いうちに司法試験か予備試験あるいはその両方で出題される期待が高まり、直近の予備試験で出題され論点は、その重要度にもよりますが、基本的には司法試験でも予備試験でも出題されにくくなります。司法試験のヤマ当てには、司法試験はもちろん予備試験の出題傾向を分析することも含まれるため、本講座は予備試験の受験生にも役立ちます。

⑤ 短答試験対策のための講座「**矢島の短答対策シリーズ**」の一覧

[以下の全科目を新規収録して2024年1月29日に配信開始] [通信クラスのみ]

- ・商法総則・商行為・手形法 [6時間] (予備試験の対策・**論文に必要な知識も修得**)
- ・民事訴訟法 [5時間] (予備試験の対策)
- ・刑事訴訟法 [5時間] (予備試験の対策)

注：矢島の短答対策シリーズとして以前まで実施していた「憲法統治」、「家族法」、「会社法」、「行政法」については、テキストの情報を整理して「**矢島の速修インプット講座**」のテキストに掲載しました。

⑥ 司法試験・予備試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **矢島の労働法** [選択科目総整理講座] [4時間×8回=合計32時間]

(毎年新規収録して2023年7月24日に配信開始) [通信クラスのみ]

本講座は、**まず**、矢島の体系整理テキスト労働法(毎年改訂)を使用して、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ4時間で5コマ実施します。**次に**、司法試験の**論文過去問と矢島作成の解答例**を題材に労働法の合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ4時間で3コマ実施します。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) **【直前対策講座】矢島の直前対策スピードチェック労働法** [合計8時間]

～**今期の試験直前期に特に深い理解しておきたい事項の最終チェック**

(2024年6月13日 13～22時(中間に1時間休憩) 通学は水道橋・通信あり)

(パンフレットに未掲載、詳細はWEBでのみ告知)

労働法の学習は一通りしたもの、試験直前期に不安が残るという受験生が自信をもって試験本番に臨めるように、労働法の事例処理の核となる重要論点に的を絞って総復習をします。「**矢島の労働法**」の受講生にとっても**試験直前期に特に意識を集中すべき事項に的を絞って確実に復習**できるため、安心して試験に臨めます。

⑦ **【直前対策講座】矢島の法律実務基礎科目〔民事・刑事〕〔24時間〕**

(予備試験の対策) (新規収録して2024年8月上旬に配信開始) [通信クラスのみ]
[4時間×6回=合計24時間]

本講座は予備試験の法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的とした直前対策用の講座です。本講座を利用することで、短答式試験が終了した後も、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。なお、講義の内容は司法研修所が採用する見解に準拠しているため、司法修習の事前準備や、司法修習の修了試験の対策としても有益です。講義での主な取扱い事項は次のとおりです。(1)は過去問編として実施し、(2)、(3)、(4)は知識編として実施します。

- (1) 民事・刑事ともに合格に必要な能力を修得するのに最適な論文過去問を題材に将来の試験に役立つように思考方法を矢島作成の解答例で徹底解説
- (2) 民事のインプット講義として、民事事実認定の基本的なルール、要件事実、民事保全法、民事執行法
- (3) 刑事のインプット講義として、刑事事実認定の基本的なルール、刑事実務に関する試験で問われやすい基本知識 (勾留、接見禁止、保釈、準抗告、公判前整理手続、証拠調べ手続の実務基礎、その他)
- (4) 民事・刑事ともに論文試験、口述試験で出題頻度が高い弁護士倫理

★コメント★ **矢島の法律実務基礎科目を効率よく受講するための事前準備**

本講座は予備試験の論文試験の【直前対策講座】という位置づけで、論文試験の直前に開講するものですが、本講座を受講するまでに矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座で民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本知識を修得し、さらに余裕があれば、矢島の短答対策シリーズで、民事訴訟法、刑事訴訟法の短答知識を修得しておけば、論文試験の直前期に短期間で法律実務基礎科目において合格点を獲得できるだけの能力を修得することができます。

例えば、法律実務基礎科目の民事の分野で出題される要件事実に関する問題についていえば、矢島の速修インプット講座の「民法」の科目で民法の実体法の基本知識を修得し、「民事訴訟法」の科目で主要事実の客観的証明責任を振り分ける基本的なルールを修得すれば、短期間で要件事実の摘示ができるようになります。

一番よくないと思われるのは、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本事項を十分に修得しないまま、法律実務基礎科目の学習を開始することです。法律実務基礎科目において試験本番で初見の問題に対応する真の応用力を修得するには、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本事項の学習を事前にしっかりと行っておくことが必須になります。

⑧ 矢島の勉強会（～矢島講師と一緒に答案を手書きする集い）

〔1回8時間×7回（必修7科目各1回）＝合計56時間〕

〔通学クラスのみ・水道橋本校〕

本講座は、主に司法試験の論文過去問の一部を題材にして、一定の時間内に合格可能な実践的な手書き答案を作成するコツを学ぶための講座です。必要に応じて予備試験の論文過去問の一部又はオリジナル問題を併用することがあります。毎回2通の答案を作成します。本講座では、受講生は講師と一緒に教室内で答案を手書きした上で、講師の答案構成用紙や答案用紙を資料の1つとして、答案構成の仕方を含めて、実践的な答案を作成するのに必要な思考方法を学ぶことができます。矢島の論文完成講座などの論文対策用の講座を受講して頭の中で答案の作成方法を分かったという段階から、実際に一定の時間内で合格可能な答案を手書きできる段階にステップアップしたという受講生にお勧めの講座です。

答案作成とは別に、重要論点を含む基本知識のキーワードを穴埋め形式にした講師作成のオリジナル教材を使用して、基本知識を記憶するコツを学ぶことができます。基本知識をインプットするための講座を受講したけれど、記憶すべきことを記憶することができないという方が記憶のコツを学ぶことができます。

本講座では、講義時間中、答案を手書きしている時間を除いて、受講生は自由に質問をすることができます。本講座は収録をせずに教室内だけで実施するものなので、質問したいことがあれば講義中に遠慮なく質問をしてください。

注：講義は、水道橋本校において、2024年5月11日（土）から同年6月22日（土）までの毎週土曜日に実施します。時間帯は12時から20時までの8時間です。

注：2026年度以降のCBT試験が初受験となる方は個人でノートパソコン等を持ち込んで答案作成をしてもかまいません。バッテリーは各自準備してください。

***再受講割引のお知らせ ～合格するまでのペースメーカーとして活用**

前掲の講座は**再受講割引**で申し込むことができます。ほぼ毎年のように法改正が行われ、新たな重要判例が登場する今日において、法律家として仕事をするには、**司法試験に合格した後も法律の学習を継続していく必要があります**。法律の世界で活動していく限り、法律の学習をやりすぎて損をすることはありません。**予備試験や司法試験に合格するまでのペースメーカー**として、また、**司法試験合格後の司法修習の準備や司法修習の修了試験の対策**のために、さらには、**実務家に必要な法知識面での素養を維持・向上**するために再受講割引制度を活用してください。

①②の講座のセット（矢島の速修パック）

①②③④の講座のセット（矢島のスタンダードコース） ←このセットが**標準**です。

①②③④⑤及び⑦の講座のセット（矢島の予備試験パック）

上記の各セットについては、割引の条件に適合すれば、**一般価格から40%割引いた割引価格**で受講することができます。パンフレット又はLECのウェブページを参照するか、LECの受付に直接お問い合わせください。

割引の条件：年度を問わず、過去に「矢島の速修インプット講座」、又は、「矢島の論文完成講座」のどちらか1つを7科目セットで受講していること。前記各講座は、その前身の講座である「重要事項完成講座」の「知識編」又は「論文過去問徹底分析編」でも代替できます。また、単価受講で結果的に7科目受講した場合でも割引を受けられます。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU24936